


賃貸管理業を行う上で必要な法令内容！！

主催  公益社団法人 全日本不動産協会

賃貸管理法律講習のご案内

賃貸管理業を行う上で特に知っておくべき法令部分、民放改正で大きく影響を受ける法令部分、賃貸管理業で知識として知っておくべき法令部分の内容です。(賃貸管理講習 第3部)



【日時・会場・定員】

日時：平成30年12月19日(水) 13時～16時20分(受付開始 12時30分～)

会場：全日広島会館 3階 大会議室

広島市中区富士見町11-4 宝町北バス停下車徒歩1分・富士見町バス停下車徒歩6分

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

定員：30名(定員になり次第締め切らせていただきます)

■受講資格・・・制限なし(どなたでも受講できます) ■受講料・・・無料 ■受講方法・・・講習動画視聴

第1章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き(第1章 98分 第2章 28分 第3章 53分)

内容：暴力団排除条例等、原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)
賃貸住宅標準契約書(改訂版)、敷引特約を有効とした最高裁判決
更新料特約を有効とした最高裁判決、定期借家契約の事前説明書面に係る最高裁判決
民法改正～摘出でない子の相続分

第2章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き

内容：民法(債権法)改正の経緯等、主な改正点～連帯保証について、主な改正点～修繕について

第3章 賃貸管理業を取り巻く法令改正等の動き

内容：消防法の一部改正、犯罪による収益の移転防止に関する知識(犯罪収益移転防止法)の一部改正
消費者契約法の一部改正、借地借家法の一部改正
高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)の一部改正
賃貸住宅管理業者登録制度

.....申込書(下記の項目にご記入の上、FAXしてください。)※申込締切日：12月12日(水).....

ふりがな		会社名	
氏名			
受講票送付先 FAX番号		電話番号	
※受講票の郵送をご希望の場合(FAXによる受講票送信を希望しない場合のみご記入ください。)			
住所 〒			

お申し込みを通じていただいた個人情報につきましては、本講習にかかる必要書類の送付及び申込者管理の範囲内においてのみ利用し、適正に管理いたします。

受講票をFAX(希望者には郵送)にて送付いたします。一週間前になっても受講票が届かない場合は下記に問合せ下さい。

お申し込み先 / FAX : 082-241-8124

お問い合わせ 公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 TEL : 082-241-7696